

交通災害共済に 家族そろって加入しましょう!

令和
7年度

重要な
お知らせ

「交通災害共済」の募集は令和7年度をもって最終となります

交通災害共済とは

加入者が交通災害(交通事故による災害)にあった場合に被害の程度によって見舞金をお支払いする相互救済の制度です。

交通災害共済に加入することで、

- ① 掛金500円に対して、入院日数又は実治療日数に応じての見舞金が支給されます。
- ② 治療期間が長期になっても、交通災害が発生した日の翌日から2年間見舞金の請求ができます。

掛金

年額(ひとり)

500円

共済期間

中途加入の場合は、その翌日

令和7年 4月1日から
令和8年 3月31日まで

加入条件を満たしていれば

いつでもどなたでも加入OK!

加入条件

山梨県内の次の市町村に住所を有し、
住民基本台帳に記載されている方
(他県等に転出している学生は、加入できません。)

市町村

全14町村／南アルプス市／北杜市／甲斐市／
笛吹市／上野原市／甲州市／中央市

お申込方法

お申込みには、以下の2点が必要となります。

- ① 交通災害共済加入申込書の記入
- ② 掛金(一人500円)の支払い

→お住まいの市役所・町村役場にてお申込みください。

見舞金の額(共済期間内の交通災害に適用)

等級	被害の程度(ケガの治療日数等)		見舞金
1	死 亡		100万円
2-1	身体障害者福祉法 に基づく身体障害者等級	1～3級の障害	30万円
2-2		4～7級 //	20万円
3-1	入院日数	90日以上	18万円
3-2	実治療日数		9万円
4-1	入院日数	75～89日	16万円
4-2	実治療日数		8万円
5-1	入院日数	60～74日	14万円
5-2	実治療日数		7万円
6-1	入院日数	45～59日	12万円
6-2	実治療日数		6万円
7-1	入院日数	30～44日	8万円
7-2	実治療日数		4万円
8-1	入院日数	15～29日	6万円
8-2	実治療日数		3万円
9-1	入院日数	5～14日	4万円
9-2	実治療日数	1～14日	2万円

備考

- ① 実治療日数とは、入院日数と通院日数を合算した日数です。
- ② 1日に2つ以上の医療機関等で治療を受けた場合の日数は、1日として計算します。
- ③ 見舞金は、入院日数または実治療日数にて算定した見舞金のいずれか高い額をお支払いします。

特例

葬祭費用	※見舞金を受け取るご遺族がいないときに 葬祭執行者にお支払いするもの	上限50万円
弔慰金	※交通災害による死亡が自殺であった時、 ご遺族にお支払いできるもの	20万円

お問い合わせは、お住まいの市役所・町村役場まで

請求 期間

交通災害が発生した日の
翌日から2年以内です!

- 請求期限日に市役所・町村役場が休みの場合は、休みの前日までです。
- 請求期間経過後の請求は無効になります。治療継続中であっても2年を経過した場合は請求できませんのでご注意ください。
- 見舞金は次の日から請求することができます。

- ① 交通災害で死亡した日またはケガが治った日(症状固定(中止)した日)で事故翌日から2年以内
- ② 入院日数または実治療日数が90日に達してもケガが治らないときは、90日に達した日

対象となる交通災害

次の交通機関の交通途上における運行に起因する接触、衝突、墜落、転覆等により生じた事故（日本国内において発生したものに限りします。）

対象となる交通機関

自動車／自動二輪車／原動機付自転車／自転車／電車／ケーブルカー／ロープウェイ／身体障がい者用の車いす（電動車いす等も含む）／航空機／船舶など

【ご注意】 次の場合は交通災害ではありません。（主なもの）

- 歩行中に誤って転倒（車両の運行に起因するものを除く。）
- 幼児用乗用具（玩遊具）による自損事故
- 一定の場所で停止して行う作業中の事故
- 駐停車中の交通機関の乗降時における事故
- 自宅敷地内、畑などでの事故（交通事故証明書が取得できる場合を除く。）

※道路交通法違反にあたるものは、見舞金支給の対象になりません。



見舞金等の請求手続

書類を準備する前に、対象となる交通災害であるかの確認を含め、必ず、加入した市役所・町村役場にお問い合わせください。

必要な書類（書類の取得費用は自己負担となります。）

	死亡	障害	傷害
① 交通災害共済見舞金請求書	○	○	○
② 交通事故証明書（自動車安全運転センター発行）（写し（原本証明が必要）でも可） ※交通事故証明書が取得できない場合は、交通事故によるものであることが判定できる救急搬送証明書（消防署発行） ※電車・船舶・飛行機の事故の場合はその所轄の責任者の発行する証明書 ※上記の証明書がない場合は、交通災害申立書 （見舞金は入院4万円、通院2万円が限度となります。）	○	○	○
③ 診断書（施術証明書）… 所定の様式 ※所定の診断書の内容がすべて記載された書類の写し（原本証明が必要）でも可 ※あんま・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師の施術の場合は、 医師の同意があることがわかる書類を添付			○
④ 身体障害者診断書・意見書及び身体障害者手帳の写し		○	
⑤ 運転免許証の写し（運転していた場合）	○	○	○
⑥ 死亡届、死亡診断書または死体検案書の写し	○		
⑦ 戸籍謄本	○		
⑧ 見舞金振込先の通帳の写し（名義・口座番号等の記載のある部分）	○	○	○
⑨ 交通災害共済加入者証	○	○	○

- （注） 1.交通事故証明書（又は救急搬送証明書）を取得していない場合、交通災害申立書による請求となります。
2.交通災害にあった加入者（未成年者の場合は親権者）以外の方が請求する場合は委任状が必要です。
3.見舞金振込先となる通帳の写し（名義・口座番号等の記載のある部分）を忘れずに提出してください。
4.上記以外にも必要に応じて他の書類を提出していただくことがあります。

お問い合わせは、加入された市役所・役場窓口へ

南アルプス市/北杜市/甲斐市/笛吹市/上野原市/甲州市/中央市/市川三郷町/早川町/身延町/南部町/富士川町/昭和町/道志村/西桂町/忍野村/山中湖村/鳴沢村/富士河口湖町/小菅村/丹波山村

上記21市町村での共同事業

実施機関:山梨県市町村総合事務組合 甲府市蓬沢1丁目15-35 山梨県自治会館内
TEL 055-235-3237 <https://www.yssc-yamanashi.or.jp/>

令和5年度加入・支払状況

加入者数	78,932 人
見舞金支払件数	490 件
見舞金支払金額	25,550,000 円